

健康福祉委員会

令和3年12月15日

健康政策部 資料84番

所管 感染症対策課

HPVワクチン（ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン）について

1 ヒトパピローマウイルス感染症に係る積極的勧奨の再開について

予防接種後にHPVワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、平成25年6月の国の通知に基づき接種の積極的な勧奨とならないよう、対象者への周知は差し控えていた。

令和3年11月の国の審議会において、最新の知見をふまえ、HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められた。令和3年11月26日付、国の通知により、前述の積極的な勧奨差し控えについて廃止となり、今後は個別勧奨を行う。

2 今後のスケジュールについて

接種対象者は小学6年生から高校1年生相当の女性であるが、令和3年度は7月に小学6年生および高校1年生相当の対象者へ、個別に安全性や有効性に関するリーフレットのみ郵送し、接種を希望される場合に予診票を別途、申請いただく方式とした。

令和4年度については、最新の情報に更新されたリーフレットと予診票をあわせて、対象者に個別に郵送する予定である。なお、接種機会を逃した方への対応については国において検討中であり、国の通知に基づき対応を検討する。